

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月30日

【発行者名】 IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド
(IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ポール・オシェイ
(Paul OShea, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番
(76 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 中野 恵太
同 飯村 尚久
同 金光 由以
同 鋤崎 有里
同 小俣 雄基

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズー
ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド
(Daiwa World Fund Series - Daiwa Blackstone Private Credit Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンドークラス
A（米ドル建て）受益証券：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆5,244億円）
を上限とします。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2024年7月31日
現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝152.44円）により
ます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年6月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・更新するため、また、受託会社の商号変更に伴う修正および販売会社に関連する記載を追加・更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^(*)と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 ①資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産 ①投資有価証券の主要銘柄 ②投資不動産物件 ③その他投資資産の主要なもの		②投資有価証券の主要銘柄 ③投資不動産物件 ④その他投資資産の主要なもの	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 2 事業の内容及び営業の概況 5 その他	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
	(d) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加

※ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

（「5 管理会社の経理の概況」は訂正内容に該当しないため省略します。）

1 ファンドの運用状況

IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ－ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド（Daiwa World Fund Series - Daiwa Blackstone Private Credit Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は、以下の通りです。

（1）投資状況

① 資産別および地域別の投資状況

（2024年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	アメリカ合衆国	563,607,219.17	93.87
現金・その他の資産（負債控除後）		36,815,257.06	6.13
合計 (純資産総額)		600,422,476.23 (約91,528百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円換算は、便宜上、2024年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝152.44円）によります。以下同じです。

（注3）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、各受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

② 投資有価証券の主要銘柄

(2024年7月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量（口数）	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
					単価	合計	単価	合計	
1	Blackstone Private Credit Fund Class I	アメリカ 合衆国	投資 信託	22,041,737.16	25.04	551,894,106.62	25.57	563,607,219.17	93.87

③ 投資不動産物件

該当事項はありません（2024年7月末日現在）。

④ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（2024年7月末日現在）。

(2) 運用実績

① 純資産の推移

2024年7月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		基準価額	
	米ドル	円	米ドル	円
2023年8月末日	349,890,087.41	53,337,244,925	103.17	15,727
9月末日	370,850,114.79	56,532,391,499	103.90	15,839
10月末日	388,057,964.09	59,155,556,046	103.72	15,811
11月末日	399,264,919.13	60,863,944,272	103.92	15,842
12月末日	426,902,452.00	65,077,009,783	104.54	15,936
2024年1月末日	462,221,400.36	70,461,030,271	104.62	15,948
2月末日	480,325,758.41	73,220,858,612	104.71	15,962
3月末日	509,290,054.31	77,636,175,879	105.02	16,009
4月末日	528,068,533.22	80,498,767,204	105.15	16,029
5月末日	554,966,502.76	84,599,093,681	105.19	16,035
6月末日	580,434,209.17	88,481,390,846	105.27	16,047
7月末日	600,422,476.23	91,528,402,277	105.28	16,049

(注) ファンドの純資産総額および基準価額は、財務書類に記載の金額とは異なることがあります。

上記に記載のファンドの純資産総額および基準価額は、月次の評価日に算出され、公表された価額であり、ファンド設立後最初の5年間に於いて、当該価額には設立費用の償却が含まれます。

〈参考情報〉

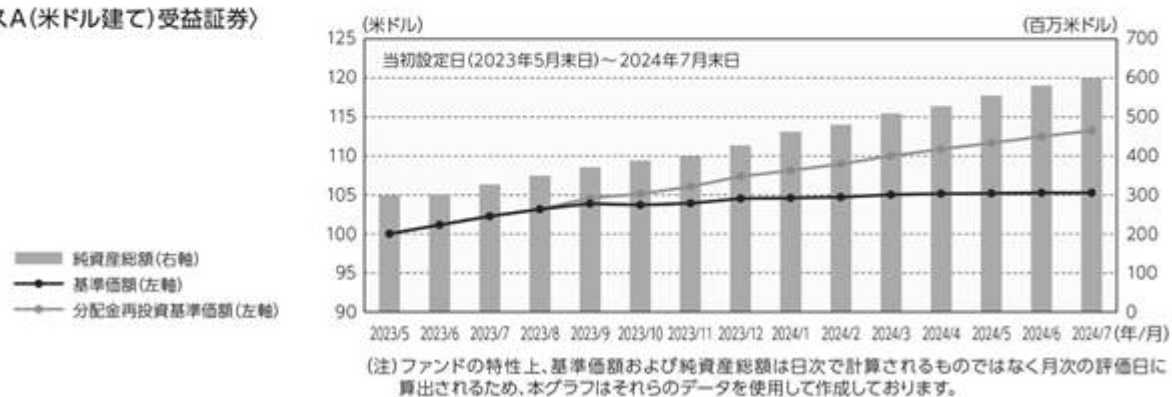
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※金額および比率を表示する場合には、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2023年5月31日に運用を開始いたしました。

〈クラスA(米ドル建て)受益証券〉



② 分配の推移

下記期間および2024年7月末日前一年間における各月の分配の推移は、以下の通りです。

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	2.80	427
2023年8月1日～ 2024年7月末日	7.67	1,169
2023年9月	0.70	107
10月	0.70	107
11月	0.72	110
12月	0.68	104
2024年1月	0.65	99
2月	0.71	108
3月	0.69	105
4月	0.71	108
5月	0.70	107
6月	0.70	107
7月	0.71	108

（注）ファンドの初回の分配は2023年9月です。

〈参考情報〉

分配の推移

〈クラスA(米ドル建て)受益証券〉

	1口当たりの分配金
	米ドル
第1会計年度	2.80
2023年8月1日～2024年7月末日	7.67
設定来累計 (2024年7月末日現在)	7.67

※第1回目の分配宣言日は2023年9月30日です。

③ 収益率の推移

下記期間における収益率は、以下の通りです。

期間	収益率（注）
2023年8月1日～2024年7月末日	10.46%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

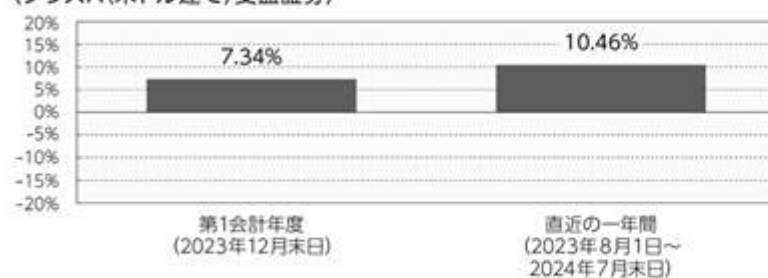
a＝当該期間最終月の基準価額（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の月の基準価額（分配落ちの額）

〈参考情報〉

年間収益率の推移

〈クラスA(米ドル建て)受益証券〉



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=当該期間最終月の基準価額(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該期間の直前の月の基準価額(分配落ちの額)

ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(100米ドル)

2 販売及び買戻しの実績

2024年7月末日前一年間における販売および買戻しの実績ならびに2024年7月末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年8月1日～ 2024年7月末日	2,637,736 (2,637,736)	133,902 (133,902)	5,703,180 (5,703,180)

（注）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2024年7月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝152.44円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

(1) 資産及び負債の状況

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ

ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド

2024年6月30日に終了した6ヶ月における半期報告書および未監査財務書類

未監査資産負債計算書

2024年6月30日現在			
	注記	米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物	4	44,255,473	6,746,304
投資、公正価値(取得原価：526,894,107米ドル (80,319,738千円))	8	538,607,219	82,105,284
対象ファンドからの未収金		2,173,450	331,321
申込受益証券未収金		22,049,644	3,361,248
未収配当金		4,614,122	703,377
資産合計		611,699,908	93,247,534
負債			
未払分配金		7,552,738	1,151,339
買戻し受益証券未払金		2,089,820	318,572
未払販売報酬	3	661,673	100,865
未払管理事務代行報酬	3	448,498	68,369
未払管理報酬	3	282,873	43,121
未払サービス管理報酬	3	236,312	36,023
未払投資運用報酬	3	189,049	28,819
未払代行協会員報酬		94,525	14,409
未払専門家報酬	3	50,334	7,673
未払監査報酬		46,942	7,156
未払受託報酬	3	10,487	1,599
未払費用		34,432	5,249
負債合計		11,697,683	1,783,195
純資産		600,002,225	91,464,339

添付の注記は、本未監査財務書類の不可欠な一部である。

未監査損益計算書

2024年1月1日から2024年6月30日
までの会計期間

	注記	米ドル	千円
投資収益			
受取配当金(200,853米ドル(30,618千円)の 源泉徴収税控除後)		24,607,712	3,751,200
投資収益合計		24,607,712	3,751,200
費用			
販売報酬	3	1,805,376	275,212
サービス管理報酬	3	644,777	98,290
投資運用報酬	3	515,822	78,632
代行協会員報酬		257,911	39,316
管理事務代行報酬	3	239,828	36,559
管理報酬	3	154,747	23,590
専門家報酬	3	29,558	4,506
受託報酬	3	27,436	4,182
監査報酬		15,349	2,340
保護預かり報酬		15,293	2,331
設立費用		3,380	515
その他報酬		24,049	3,666
費用合計		3,733,526	569,139
投資純利益		20,874,186	3,182,061
投資に係る実現純利益および未実現純評価益			
投資に係る実現純利益		52,879	8,061
投資に係る未実現純評価益		3,299,130	502,919
投資に係る実現純利益および未実現純評価益		3,352,009	510,980
運用による純資産の純増加		24,226,195	3,693,041

添付の注記は、本未監査財務書類の不可欠な一部である。

未監査純資産変動計算書

2024年1月1日から2024年6月30日
までの会計期間

	米ドル	千円
期首純資産	461,388,891	70,334,123
運用による純資産の純増加	24,226,195	3,693,041
受益者への分配		
投資純利益からの分配	(20,593,127)	(3,139,216)
受益者への分配合計	(20,593,127)	(3,139,216)
受益証券取引		
受益証券の発行	138,895,246	21,173,191
受益証券の買戻し	(3,950,774)	(602,256)
買戻手数料収益	35,794	5,456
受益者取引による純資産の純増加	134,980,266	20,576,392
期末純資産	600,002,225	91,464,339

添付の注記は、本未監査財務書類の不可欠な一部である。

未監査キャッシュ・フロー計算書

2024年1月1日から2024年6月30日
までの会計期間

米ドル

千円

営業活動によるキャッシュ・フロー

運用による純資産の純増加 24,226,195 3,693,041

運用による純資産の純増加を営業活動に使用したキャッシュ純額に調整するための調整

投資有価証券の購入	(159,000,000)	(24,237,960)
投資有価証券の売却	4,035,680	615,199
投資に係る実現純利益	(52,879)	(8,061)
投資に係る未実現純評価益	(3,299,130)	(502,919)

営業資産および負債の変動

対象ファンドからの未収金の減少	7,906,380	1,205,249
未収配当金の増加	(1,242,078)	(189,342)
未払販売報酬の増加	180,101	27,455
未払管理事務代行報酬の増加	239,828	36,559
未払管理報酬の増加	154,746	23,589
未払サービス管理報酬の増加	64,322	9,805
未払投資運用報酬の増加	51,457	7,844
未払代行協会員報酬の増加	25,729	3,922
未払専門家報酬の増加	24,666	3,760
未払監査報酬の増加	15,349	2,340
未払受託報酬の減少	(10,867)	(1,657)
未払費用の増加	7,985	1,217

営業活動に使用したキャッシュ純額

(126,672,516) (19,309,958)

財務活動によるキャッシュ・フロー

受益証券の発行、申込受益証券未収金控除後	186,971,822	28,501,985
受益証券の買戻し、買戻し受益証券未払金控除後	(11,895,498)	(1,813,350)
受益者への分配、未払分配金控除後	(18,583,629)	(2,832,888)

財務活動によるキャッシュ純額

156,492,695 23,855,746

現金および現金同等物の増減

29,820,179 4,545,788

現金および現金同等物期首残高

14,435,294 2,200,516

現金および現金同等物期末残高

44,255,473 6,746,304

現金および現金同等物の概要

銀行預金	24,984,939	3,808,704
マネー・マーケット・ファンド	19,270,534	2,937,600

キャッシュ・フロー情報および現金以外の活動に係る補足
開示：

投資有価証券購入のための配当金再投資 — —

添付の注記は、本未監査財務書類の不可欠な一部である。

未監査財務書類に対する注記

1.組織

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ(以下「トラスト」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、2023年3月2日付の信託宣言(以下「信託証書」という。)により設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。トラストはアンブレラ・ユニット・トラストとして設立された。ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2023年3月2日に設定され、信託証書に従って設定されたトラストのユニットで構成され、トラストのファンドを構成している。ファンドは2023年5月31日に運用を開始した。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2021年改正)の第4(1)(b)条に基づき投資信託として登録されており、同法に従って規制されている。

トラストはアンブレラ・ユニット・トラストとして設定されている。別個のポートフォリオまたはサブ・ファンドを設立および設定することができ、関連するサブ・ファンドに帰属する資産および負債が適用される。各サブ・ファンドにのみ関連する受益証券が発行されることとなる。各サブ・ファンドの詳細については、英文目論見書のアペンディクスに別途記載される。

信託証書はケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は信託証書およびその追補信託証書の条項の恩恵を受ける権利を有し、それに拘束され、また通知を受けているものとみなされる。(a)サブ・ファンドに関連する英文目論見書および関連アペンディクスの条項、および(b)当該サブ・ファンドに関連する信託証書および追補信託証書の条項の間に矛盾がある場合は、後者の文書の条項が優先する。

サブ・ファンドの唯一の受益者は大和証券株式会社である。2024年6月30日現在、大和証券株式会社はサブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

サブ・ファンドの投資目的は、当期収益と、程度は低いものの長期的な資本増価を生み出すことである。サブ・ファンドは、2020年2月11日に設立され、非分散型のクローズド・エンド型運用投資会社として組成されたデラウェア州の法定信託であるブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド(以下「対象ファンド」という。)が発行するクラスI対象ファンド受益証券に実質的に全資産を投資することにより、この投資目的の達成を目指している。

IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドは管理会社であり、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、各サブ・ファンドに関する借入の実行、各サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しについてサブ・ファンドの信託証書に基づき責任を負う。

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドは投資運用会社であり、サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理について責任を負う。

C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド(旧ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)はトラストおよびサブ・ファンドの受託会社である。

バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは受託会社とのサービシング契約に基づきサブ・ファンドの管理事務代行会社であり、サブ・ファンドの日常的な管理事務を行っている。

2. 重要な会計方針

2.1 作成の基礎

2024年6月30日に終了した会計期間における本中間未監査財務書類は、1940年投資顧問法(以下「当該法律」という。)に基づく証券取引委員会の改正規則206(4)-2の適用を受けるポートフォリオ・マネージャーの要求により、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)に準拠して作成されている。また、サブ・ファンドは財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)会計基準コード化体系946「金融サービス-投資会社」の会計および報告指針に従っている。

未監査財務書類の作成では、経営者に、未監査財務書類に報告される特定の金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求される。これらの見積りは、現在の事象や行動に関する経営者の最善の知識に基づいているが、実際の結果は、これらの見積りと異なることがあり、その差異は重要なものとなる可能性がある。

2.2 純損益を通じて公正価値で測定する投資

純損益を通じて公正価値で測定に分類されるすべての金融商品は公正価値で測定され、公正価値の変動は未監査損益計算書に認識される。

投資の購入と売却は、サブ・ファンドが資産の購入または売却を約定した日である約定日ベースで認識される。

サブ・ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または金融資産を譲渡し、その譲渡が一般に公正妥当と認められた会計原則に従って認識中止の要件を満たした場合に、金融資産の認識を中止する。金融負債は、契約上の特定された債務が免責、取消し、または失効となる場合に認識を中止する。

2.3 現金および現金同等物

現金は、手元現金、金融機関に預けられた要求払い預金および活発な市場における当初の満期日が3ヶ月以内のその他の短期投資である。マネー・マーケット・ファンドへの投資は、現金同等物の定義を満たす場合、現金同等物に分類される。

2.4 申込受益証券未収金および買戻し受益証券未払金

申込受益証券未収金および買戻し受益証券未払金は、契約済であるが会計年度末までにまだ引き渡されていない受益証券の発行に係る未収金および買戻しに係る未払金である。会計年度末後に支払われたが、会計年度末の純資産価額に基づく買戻しおよび発行は、2024年6月30日現在の未監査資産負債計算書において、申込受益証券未収金および買戻し受益証券未払金として反映されている。

2.5 費用

費用は、発生主義に基づき会計処理される。

2.6 投資

サブ・ファンドは、対象ファンドへの投資を、対象ファンドの純資産に対するサブ・ファンドの比例持分に基づき公正価値で計上している。対象ファンドに保有される投資は、実務上の簡便法として純資産価額(以下「NAV」という。)を用いて評価される。

サブ・ファンドの対象ファンドへの投資に割り当てられた価額は、入手可能な情報に基づいており、その金額は将来の状況に左右され、対象ファンドへの投資が清算されるまで合理的に決定できないため、必ずしも最終的に実現する可能性のある金額を表すものではない。

2.7 実現および未実現損益

当会計年度中に発生したすべての実現および未実現損益は、当会計年度の運用による純資産の増加を算出する際に未監査損益計算書に含まれる。サブ・ファンドの信託証書に従い、投資に係る実現および未実現純利益は分配の対象とはならない。投資取引に係る実現損益は、先入先出法に基づいて計算された取得原価を用いて算定される。

2.8 受益者への分配

管理会社は(受託会社と協議の上)、随時、当該受益証券に帰属する純利益および当該受益証券に帰属するサブ・ファンドの信託基金の資本から分配金(現金に限る)を宣言することができる。期末後の受益者への分配金の宣言については、注記11を参照のこと。

2.9 機能通貨と表示通貨

サブ・ファンドの機能通貨は米ドルであり、これはサブ・ファンドの投資の大半が米ドル建てであるという事実を反映している。表示通貨は米ドル(USD)である。

為替取引は、取引日の実勢為替レートを使用して機能通貨に換算される。かかる取引の決済および外貨建貨幣性資産および負債の会計年度末時点の為替レートでの換算から生じる為替差損益は、未監査損益計算書において認識される。

2.10 設立費用

設立費用はトラストおよびサブ・ファンドの設立に関連する初期費用である。純資産価額算定の目的においては、主要書類および関連するマーケティング資料の印刷・配布に関連する費用、主要書類の作成に関連するサブ・ファンドの法務費用は、運用開始後5年間にわたり償却される。未監査財務書類目的においては、米国GAAPに準拠するため、設立費用は運用開始初年度に全額費用計上された。

2.11 対象ファンドからの未収金

対象ファンドからの未収金は、会計年度末時点で契約済であるがまだ引き渡されていない取引に対する未収金である。当該金額は、未監査資産負債計算書に含まれている。

3. 関連会社との重要な契約および取引

管理会社

IQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドはサブ・ファンドの管理会社である。管理会社はサブ・ファンドの資産から、NAVの年率0.06%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有している(最初の月次計算期間はサブ・ファンドの設定日に始まり、当該設定日を含む。)。また、月間最低報酬額は7,000米ドルで、サブ・ファンドの設定日から最初の2ヶ月間は免除され、サブ・ファンドの設定日から3ヶ月目と4ヶ月目は3,500米ドルに減額される。また、当初の受益証券の発行時に支払われる50,000米ドルの1回限りの設定報酬の対象となる。

当該会計期間中、サブ・ファンドには154,747米ドルの管理報酬が発生し、うち282,873米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

受託会社

CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(旧ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)は、サブ・ファンドの受託会社を務める。サブ・ファンドの英文目論見書およびアペンディクスに準拠して、受託会社はサブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの年率0.01%で受託報酬を受け取る権利を有することとなり、年間最低報酬額15,000米ドルを条件として、各評価日に発生し、計算され、四半期ごとに後払いされる(最初の四半期計算期間はサブ・ファンドの設定日に始まり、当該設定日を含む)。また、受託会社は5,000米ドルの1回限りの受入手数料を受け取る権利を有する。

また、受託会社は、サブ・ファンドの資産から支払われる受託会社の適切かつ合理的な自己負担費用の全額を返済されるものとする。

当該会計期間中、サブ・ファンドには27,436米ドルの受託報酬が発生し、うち10,487米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

管理事務代行会社

バンク・オブ・ニューヨーク・メロンはサブ・ファンドの管理事務代行会社に任命された。管理事務代行会社はサブ・ファンドの資産から、年間最低報酬額95,000米ドルを条件として、各評価日に発生し、計算されるNAVの年率0.0575%から0.095%の報酬を受け取る権利を有することとなる。さらに、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で随時合意される追加サービスに係る報酬は、サブ・ファンドの資産から支払われることとなる。これらの報酬は月次で支払われ、取引関連報酬や合理的な自己負担費用は含まれない。

当該会計期間中、サブ・ファンドには239,828米ドルの管理事務代行報酬が発生し、うち448,498米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

投資運用会社

管理会社は、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を管理する責任をダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドに委任している。投資運用会社はサブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算されるNAVの年率0.20%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有することとなる。

当該会計期間中、サブ・ファンドには515,822米ドルの投資運用報酬が発生し、うち189,049米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

法律顧問

森・濱田松本法律事務所は日本におけるサブ・ファンドの法律顧問を務め、サブ・ファンドに対して一任された法的助言を提供する責任を負う。メープルズ・アンド・カルダー(シンガポール)エルエルピーはケイマン諸島においてサブ・ファンドの法律顧問を務め、サブ・ファンドに対して一任された法的助言を提供する責任を負う。メープルズ・アンド・カルダー(アイルランド)エルエルピーはアイルランドにおいてサブ・ファンドの法律顧問を務め、サブ・ファンドに対して一任された法的助言を提供する責任を負う。

当該会計期間中、サブ・ファンドには29,558米ドルの法律顧問報酬が発生し、うち50,334米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

管理会社代行サービス会社

管理会社は、大和アセットマネジメント株式会社を管理会社代行サービス会社として任命した。管理会社代行サービス会社は、サブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算されるNAVの年率0.25%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有することとなる。

当該会計期間中、サブ・ファンドには644,777米ドルの管理会社代行サービス報酬が発生し、このうち236,312米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

販売会社

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し、計算されるNAVの年率0.70%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有することとなる。

当該会計期間中、サブ・ファンドには1,805,376米ドルの販売報酬が発生し、うち661,673米ドルは当該会計期間末時点で未払いであった。

4.現金および現金同等物

当該会計期間末時点でバンク・オブ・ニューヨーク・メロンに保管される現金は、以下のとおりである。

2024年6月30日

米ドル

銀行預金	24,984,939
マネー・マーケット・ファンド	19,270,534
	44,255,473

5. 発行済受益証券口数と受益証券1口当たりNAV

2024年6月30日

2024年1月1日現在の発行済受益証券口数	4,417,971
受益証券の発行	1,322,781
受益証券の買戻し	(37,572)
2024年6月30日現在の発行済受益証券口数	5,703,180
2024年6月30日現在の受益証券1口当たりNAV	105.20米ドル

議決権

受託会社または管理会社は、信託証書の条項および規定によって要求された場合、他方の当事者の書面による要求があった場合、またはトラストの発行済受益証券口数の10分の1以上を保有するものとして登録されている受益者の書面による要求があった場合、かかる要求を行うものとする、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関連する受益証券クラス(該当する場合)は、トラスト、関連するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関連する受益証券クラス(該当する場合)の受益者総会を、当該総会の招集通知に指定された日時および場所に招集し、信託証書のスケジュール1の規定が当該総会に適用されるものとする。受託会社または管理会社が、受益者総会が必要または適切であると判断した場合、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者または関連するサブ・ファンドのクラスの受益者に対して少なくとも10日前に通知することにより、総会を招集するものとする。通知には、総会の日時および場所、総会で提案される決議の内容を明記するものとする。総会の基準日も通知に明記するものとする。受益者への通知が偶発的に漏れたり、受益者が通知を受領しなかった場合でも、かかる総会における議事は無効とはならない。受託会社または管理会社の権限を有する代理人は、あらゆる総会に出席し発言する権利を有する。受益者が1名のみの場合(この場合、総会の定足数は1名となる)を除き、総会の定足数は、少なくとも2名の受益者が、トラスト、サブ・ファンド、またはクラス(該当する場合)の発行済受益証券総数のNAV合計の10分の1以上を保有することとする。

総会で投票に付される決議は、書面で行われる投票によって決定され、サブ・ファンドの決議または受益者の決議(状況による)に必要な過半数で決議が承認された場合、その投票結果が総会の決議となる。受益者の決議、サブ・ファンドの決議、議決権または定足数に関する計算には、関連する基準日(ただし、基準日が評価日でない場合は、基準日の直前の評価日)のNAVを使用するものとする。議決権行使は個人または委任状によるものとする。

最初の申込

受益証券は、新規募集期間中に発行価格で適格投資家により申込可能である。当初募集期間中に申し込まれた受益証券は、初回締切日に発行される。当初募集期間中の受益証券の最低申込単位は500口で、超過分は受益証券1口の整数倍、または管理会社が決定するその他の受益証券口数とする。

その後の申込

当初締切日以降、各クラスの受益証券は、英文目論見書の「NAV算出の停止」の項に記載されている場合を除き、各申込日に、適格投資家が、関連する申込日の属する評価日における該当クラスの受益証券1口当たりNAVに等しい価格で申し込むことができる。継続申込に関連する受益証券の最低申込単位は500口で、超過分は受益証券1口の整数倍、または管理会社が決定するその他の受益証券口数とする。

買戻し

サブ・ファンドの受益証券は、受益者の選択により、2023年12月31日から始まる各歴四半期の最終暦日である3月31日、6月30日、9月30日および12月31日の各買戻日に、および／または管理会社が随時決定するその

他の日に、買戻価格で買戻し可能である。ただし、買戻通知が、関連する買戻日の少なくとも1ヶ月前に当たる営業日の午後5時(東京時間)までに管理事務代行会社に受領されていることを条件としており、特定の状況において管理会社が決定するその他の時点までに受領されていない場合は、買戻しは次の関連する買戻日まで延期され、受益証券は当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻されることとなる。

当該買戻しについて受益者から申請があった場合、買戻価格の0.3%の買戻手数料が支払われ、この手数料はサブ・ファンドの利益のために留保される。

終了

関連するサブ・ファンドに関するアペンディクスに別段の定めがない限り、サブ・ファンドは以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了することとなる。

- (a) 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドを継続することが違法となる、実行不可能である、非経済的である、得策でない、もしくは受益者の利益に反すると受益者に証明した場合(サブ・ファンドがその投資目的を達成することが不可能であると管理会社が判断した場合を含むがこれに限定されない)
- (b) その全受益証券が買い戻された場合
- (c) 受託会社が各サブ・ファンドから退任し、解任される意思を書面により通知し、または清算に入り、管理会社が信託証書の条項に従ってその代わりに新たな受託会社を任命することができず、受託会社が各サブ・ファンドの終了を宣言する証明書を発行した場合
- (d) 管理会社が信託契約の条項に基づいて退任または解任の通知を行い、その通知から90日以内に後任の管理会社が任命されなかった場合
- (e) 後任が任命されることなく、信託契約の条項に基づいて受託会社が管理会社を解任した場合
- (f) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンドの決議によりサブ・ファンドの終了を決議する場合
- (g) 信託証書の日付に開始し、同日から149年後に終了する期間の終了時
- (h) サブ・ファンドに関連する、またはサブ・ファンドの受益証券のクラスに適用される、関連する追補信託証書の条項によって想定される、または関連するアペンディクスに開示されている日付または状況。サブ・ファンドが終了する場合、受託会社は(合理的に実行可能な限り速やかに)サブ・ファンドの全受益者にサブ・ファンドの終了と終了日を通知するものとする。

6. 純資産価額への評価額の調整

未監査財務書類上のNAVと申込・買戻し目的のNAV(以下「公表NAV」という。)には差がある。

設立費用は、米国GAAPに基づいた場合、発生時に費用計上する必要がある。公表NAVの評価額の場合、設立費用はサブ・ファンドの取引開始後5年間にわたり償却される。

未監査財務書類上のNAVと公表NAVの調整は以下の通りである。

	2024年6月30日 米ドル
受益証券1口当たり純資産価額105.27米ドルによる公表純資産価額	580,434,209
未償却設立費用	(391,808)
受益証券の申込	22,049,644
受益証券の買戻し	(2,089,820)
財務書類上の純資産価額	600,002,225
発行済受益証券総数	5,703,180口
未監査財務書類上の受益証券1口当たり純資産価額	105.20米ドル

7.金融商品と関連リスク

サブ・ファンドの活動は、本注記で説明されている市場リスク(為替リスク、金利リスクおよび市場価格リスクを含む)、信用リスク／カウンターパーティーリスク、流動性リスク等、様々な金融リスクにさらされている。

管理会社は信託証書に基づき、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、各サブ・ファンドに関する借入権の行使、各サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻し、ならびに各サブ・ファンドのリスク管理について責任を負う。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動により、金融商品の将来キャッシュ・フローの公正価値が変動するリスクである。市場リスクは、金利リスク、為替リスクおよび市場価格リスクの3種類のリスクからなる。

有価証券への投資は、資本の損失リスクを伴う。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的に従って、指定された範囲内で有価証券およびその他の金融商品を慎重に選択することにより、このリスクを軽減する。金融商品から生じる最大リスクは、金融商品の公正価値によって決定される。

(b) 為替リスク

為替リスクとは、外国為替レートの変動により金融商品の公正価値が変動するリスクと定義される。このリスクは、金融商品が測定される機能通貨以外の通貨建てである場合に発生する。

2024年6月30日現在、サブ・ファンドは直接的な外国為替リスクに対するエクスポージャーを有していない。

(c) 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

金利感応度とは、金利水準の変動によって生じる可能性のある利益の増減を指す。対象ファンドは投資の一部を借入金で賄うことを意図しており、その場合、純投資収益は投資金利と借入金利の差によって影響を受けることとなる。したがって、対象ファンドは、市場金利の大幅な変動が純投資収益に重大な悪影響を及ぼさないことを受益証券保有者に保証するものではない。

2024年6月30日現在、サブ・ファンドは金利リスクに対するエクスポージャーを有していない。

(d) 流動性リスク

サブ・ファンドが行う有価証券への投資は非上場であることから、流動性が低い可能性がある。さらに、投資保有高の積み増しおよび処分には時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。

また、サブ・ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産を公正な価格で処分することが困難になる場合もある。

管理会社は、必要に応じて、信託証書および英文目論見書に記載された条項に従い、突発的または予期せぬ事態が発生した場合に関連する問題に対処することとなる。

(e) 信用リスク

サブ・ファンドが投資する投資対象の発行体が信用不安に陥り、当該投資対象への投資金額の一部または全額が失われないという保証はない。

2024年6月30日現在、現金および現金同等物、受取配当金、受取申込金および有価証券への投資は、評判が高く、信用格付けの高いバンク・オブ・ニューヨークに保管されている。バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの信用格付けは、S&Pグローバル・レーティングでA、ムーディーズでA1である。

(f) その他のリスク

その他のリスクとは、金融商品の価額に直接的または間接的に影響を与える市場環境の変化により、金融商品の価格が変動するリスクである。その他のリスクは、上述の全体的なリスク管理プロセスを通じて管理される。

8. 純損益を通じて公正価値で測定する投資

ASC820は、一定の要件を満たすことにより、NAV(またはそれに相当するもの)を対象ファンドへの投資の公正価値の見積りに採用する実務簡便法を容認している。この規定に従い、サブ・ファンドは対象ファンドへの投資を公正価値で評価しており、これは対象ファンドの各管理事務代行会社または投資運用会社から提供された財務情報から算定したNAVおよび、サブ・ファンドの対象ファンドに対する持分比率の合計を用いて算定する。当該公正価値は、サブ・ファンドが測定日時点で対象ファンドへの投資を清算できた場合に受け取るであろう金額であり、早期解約手数料が適用される場合は適用前の金額である。受領した価額の一部は見積りであり、各管理事務代行会社または投資運用会社によりその後修正される可能性がある。受領した価額は通常、運用報酬、インセンティブ報酬、または対象ファンドの運用契約に従って投資ファンドの投資運用会社に支払われる配分を控除したものである。サブ・ファンドは、各対象ファンドの未監査財務書類または英文目論見書に記載されている通り、各対象ファンドが設定した方針に従って投資対象を評価する。

対象ファンドは、公表市場価格で評価される市場性の高い投資とデリバティブ、および／または見積公正価値で評価される流動性の低い市場性のない投資とデリバティブのポジションを保有している。市場性の高い投資と流動性の低い市場性のない投資の組み合わせと集中度は、投資戦略の性質など様々な要因に基づき、対象ファンドによって異なる。サブ・ファンドの対象ファンドへの投資は、各運用契約および英文目論見書の条件に従う。

投資運用会社は、対象ファンド、その管理事務代行会社、および投資運用会社に関して継続的なデューデリジェンスプロセスを設計している。投資運用会社は、提供された情報の質を評価し、当該情報が引き続き信頼できるかどうか、あるいはさらなる調査が必要かどうかを判断する。かかる調査結果によっては、投資運用会社は提供された価額を信頼して利用することはできず、対象ファンドにおけるサブ・ファンドの持分の公正価値を独自に決定する必要がある場合がある。

米国GAAPに従い、実務上の簡便法としてNAVで評価される対象ファンドへの投資は、公正価値ヒエラルキーに含める必要はない。対象ファンドへの投資は2024年6月30日現在のNAVで評価されており、公正価値ヒエラルキーから除外されている。

以下の情報は、対象ファンドの2024年6月30日現在の未監査財務書類から抜粋したものである。対象ファンドの未監査財務書類は米国GAAPに基づいて作成されている。

未監査財務書類に報告されている、対象ファンドの2024年6月30日に終了した会計期間における連結未監査資産負債計算書および連結未監査損益計算書の概要は以下のとおりである。

連結未監査資産負債計算書(単位：千米ドル)

2024年6月30日

総資産合計	58,729,245
負債合計	24,643,121
純資産合計	<u>34,086,124</u>

連結未監査損益計算書(単位：千米ドル)

2024年6月30日

物品税控除後の純投資収益	1,771,593
未実現評価益の純増減	126,907
正味実現損失	(60,844)
営業活動による純資産の純増加	<u>1,837,656</u>

対象ファンドは2020年2月11日に設立されたデラウェア州の法定信託であり、外部で管理される非分散型のクローズド・エンド型運用投資会社として組成されている。対象ファンドは1940年投資会社法(改正後)(同法に基づいて公布された規則および規制を総称して「1940年法」という。)に基づく事業開発会社として規制されることを選択した。さらに、対象ファンドは、米国連邦所得税上、1986年内国歳入法のサブチャプターMに基づく規制投資会社として扱われることを選択し、毎年その資格を取得する予定である。

対象ファンドは、ブラックストーン・オルタナティブ・クレジット・アドバイザーズ・エルピーの関連会社であるブラックストーン・クレジットBDCアドバイザーズ・エルエルシーによって管理されている。

対象ファンドの投資目的は、資産合計(純資産に投資目的の借入金を加えたもの)の少なくとも80%を、プライベート・クレジット投資(私募で発行されるか、民間企業によって発行されるローン、債券、その他の信用手段)に投資することである。対象ファンドがその募集による収入の相当額を投資すると、通常の状況下では、対象ファンドのポートフォリオの大部分は、非公開で組成され、非公開で交渉された受益者に(i)第一順位担保権付シニアローンおよびユニットランシェ・ローン(先出／後出ローンを含む)(通常、投資合計が300百万米ドル未満で、基準は随時変更される可能性がある)、および(ii)第二順位担保権付ローン、無担保ローン、劣後ローンまたはメザニン・ローンおよびストラクチャード・クレジット(通常、投資合計が100百万米ドル未満で、基準は随時変更される可能性がある)、広範なシンジケートローン(対象ファンドがアンカー投資家の役割を果たす可能性がある)、クラブディール(通常、投資会社の小グループによって行われる投資)、ならびにその他の債券および持分証券を通じた米国の民間企業への直接融資になると予想される。

2024年6月30日現在、サブ・ファンドは対象ファンドの所有権の1.58%を保有しており、対象ファンドに対する資本コミットメントはない。

対象ファンドにはASC820が適用される。ASC820は、観察可能な市場価格、観察可能な市場価格から導き出される価格の使用を優先付けしている。このヒエラルキーでは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、観察不能なインプットを最も低い優先順位(レベル3測定)としている。

2024年6月30日現在、対象ファンドは0.5億米ドル、46億米ドルおよび493億米ドルの負債性金融商品ポジションを有しており、それぞれレベル1、レベル2とレベル3の投資に分類されている。

対象ファンドの報酬体系:

(a) インセンティブ報酬

インセンティブ報酬は、互いに独立して決定される2つの構成要素からなり、その結果、一方の構成要素が支払われる場合でも、他方の構成要素が支払われない場合がある。一方の構成要素は収益に基づき、他方の構成要素はキャピタルゲインに基づく。

i) 収益に基づくインセンティブ報酬

インセンティブ報酬の最初の部分は、インセンティブ報酬考慮前の純投資収益に基づいている。これは、文脈に応じて、受取利息、受取配当金およびその他の収益からの、直前の四半期末の純資産価額に係る米ドルの価額または収益率(%)のいずれかを意味する。

ii) キャピタルゲイン・インセンティブ報酬

インセンティブ報酬の二番目の部分は、各暦年の末日時点で決定され、後払いされる。この金額は、設立から当該暦年の末日までの累積実現キャピタルゲインの12.5%に相当し、累積ベースですべての実現キャピタルロスおよび未実現キャピタル評価減を控除して計算され、GAAPに従って計算されたキャピタルゲインに関して過年度に支払われたインセンティブ報酬の合計額を差し引いた金額である。

(b) 管理報酬

管理報酬は毎月支払われ、決済され、該当月の最初の暦日の開始時点の対象ファンドの純資産価額の年率1.25%で四半期ごとに後払いされる。

対象ファンドの関連当事者取引：

対象ファンドは、投資顧問契約、管理事務代行契約、仲介マネージャー契約、経費サポートおよび条件付償還契約等、関連会社または関連当事者と多数の取引関係を結んでいる。

前述の契約に加え、対象ファンドのアドバイザーは、対象ファンドの投資目的、ポジション、方針、戦略、制限および規制要件、ならびにその他の関連要因に合致した方法で、対象ファンドのアドバイザーまたはその関連会社が運用する他のファンドと共同投資するための免除措置を証券取引委員会から認められている。

対象ファンドの後発事象：

対象ファンドの経営者は、連結未監査財務書類発行日までの後発事象を評価した。当該期間中に発生した後発事象のうち、2024年6月30日現在の連結未監査財務書類において開示が必要となるもの、または認識が必要となるものは、以下に記載するものを除き、存在しない。

対象ファンドの連結未監査財務書類発行日までに、対象ファンドは、対象ファンドの分配金再投資プランを通じて再投資された分配金を含め、約961百万米ドルの申込を受領した。2024年7月17日、対象ファンドの取締役会は、クラスI受益証券1口当たり0.22米ドル、クラスS受益証券1口当たり0.2019米ドル、クラスD受益証券1口当たり0.2147米ドルの純分配金を宣言した。当該分配金は2024年8月27日に支払われた。

9.課税

ケイマン諸島の現行法に基づき、サブ・ファンドが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタルゲイン税、その他のケイマン諸島税はない。そのため、税金引当金は未監査財務書類に計上されていない。サブ・ファンドは特定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国源泉税の対象となる可能性がある。

10.財務ハイライト

	2024年6月30日 米ドル
受益証券1口当たり運用成績：	
受益証券1口当たり期首純資産価額	104.43
運用による受益証券1口当たり純資産価額の変動	
投資純利益	4.20
投資に係る実現純利益および未実現純評価益	0.67
運用による受益証券1口当たり純資産価額の純増加額	4.87
投資純利益から支払われる分配	(4.10)
受益証券1口当たり期末純資産価額	105.20
トータル・リターン(i)：	
トータル・リターン	0.74%
平均純資産に対する比率(ii)：	
投資純利益	4.00%
費用合計	(0.71%)

(i) トータル・リターンは2024年1月1日から2024年6月30日までの期間について計算されている。

(ii) 財務ハイライトは、各主要クラスの代表投資家に基づき、受益証券全体について計算されている。個人投資家の財務ハイライトは、受益者取引のタイミングや個々の管理報酬の取り決めに基づき、上記とは異なる場合がある。算出された比率は年率換算されていない。

11.後発事象

2024年6月30日現在の未監査財務書類の作成に関連して、経営者は、2024年8月30日までのすべての後発事象がサブ・ファンドに与える影響を評価した。財務書類の発行準備が整った日までに、29,079,178米ドルの受益証券の申込が行われ、サブ・ファンドは受益証券保有者に対して4,049,258米ドルの配当を宣言した。未監査財務書類において認識または開示が必要な追加の後発事象はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表

	NAVの比率	数量	取得原価	2024年6月30日 現在の公正価値
	%		米ドル	米ドル
投資、公正価値				
米国				
ブラックストーン・プライベート・ クレジット・ファンド	89.77%	21,064,029	526,894,107	538,607,219
投資合計、公正価値	89.77%	21,064,029	526,894,107	538,607,219

添付の注記は、本未監査財務書類の不可欠な一部である。

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額（2024年7月末日現在）

資本金の額は3,655,000ユーロ（約6億267万円）です。なお、一株当たり1.25ユーロの株式2,924,000株を発行済です。

（注）ユーロ（以下「ユーロ」といいます。）の円換算は、便宜上、2024年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝164.89円）によります。以下同じです。

(2) 事業の内容及び営業の状況

IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドはトラストの管理会社です。

管理会社は非公開株式会社で、アイルランド会社法に基づき1989年8月3日にアイルランドで設立され、登録番号は148223です。管理会社は、2014年7月22日にアイルランド中央銀行から、AIFM規制に従ってAIFに対してAIFMとして行動する権限を付与されました。AIFMの主な業務は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスの提供です。

AIFMの役員および従業員は、各サブ・ファンドの業務を効率的に行うために必要な時間およびサービスを割くことになります。しかし、AIFMとその関連会社、プリンシパル、役員および従業員は、相当量の時間と労力を必要とする可能性があり、またそうなることが予想される他の業務に従事しています。

管理会社は、信託証書に基づいて、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、各サブ・ファンドに関する借入権の行使、および各サブ・ファンドの受益証券の発行について責任を負います。

信託証書およびAIFMD法規の条項に従い、管理会社は受託会社への事前の書面による通知により、信託証書、関連する補足信託証書またはAIFMD法規の下で生じるその権利、特権、権限、義務および裁量の全部または一部を、管理会社が決定する一または複数の個人、機関、会社または団体に委託する権限を有します。管理会社が管理会社の関連会社のために当該委託権限を行使した場合、管理会社は当該関連会社によって生じた損失について責任を負いますが、その責任は当該損失が管理会社自身によって生じた場合に負う範囲にとどまります。管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失について責任を負いません。ただし、管理会社が当該委託先を選任する際に、現実詐欺、故意の不履行、または重大な過失がなかったことを条件とします。また、管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先の破産または倒産のみを理由として引き起こされた損失について責任を負わないものとします。管理会社は、信託証書で定められた様々な事柄を理由として、いかなる責任も負いません。管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドがAIFMD法規の適用要件に準拠していることを確認する責任を負います。

管理会社は、AIFM規制の要件に従って、常に最低資本金のレベルを維持します。

管理会社は、専門的過失から生じる責任に対する専門家賠償保険を保有しており、これは管理会社の活動から生じる潜在的な専門家賠償リスクをカバーするために適切なものです。

AIFMD法規におけるその他の要件として、管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドに提供するサービスに適用される、AIFMD法規に含まれるオルタナティブ投資ファンド運用会社のすべての義務、責務、機能を遵守するものとします。

管理会社は、管理事務代行会社および資産保管会社から法的にも運営的にも独立しています。管理会社は、その意思決定手続きおよび組織構造により、受益者の公正な扱いを確保するものとします。管理会社は、AIFMD法規、特にAIFM指令の附属書IIを遵守するための報酬方針を有しています。

管理会社は、サブ・ファンドの管理会社として受ける可能性のある全ての訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用（全ての合理的な弁護士、専門家およびその他の類似の費用を含みます。）または要求に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償される権利を有します。ただし、管理会社は、ケイマン諸島の裁判所によって、管理会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の不履行、重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用、または要求に対して補償されないものとします。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、他のサブ・ファンドで発生した、または他のサブ・ファンドの計算のための負債に関して、サブ・ファンドの信託財産からいかなる補償を受ける権利もないものとします。さらに、管理会社と関係する受益者との間で書面で別段の合意がない限り、管理会社は過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、受託会社に対し90日前（または受託会社が同意するより短い期間）に書面により通知することにより、および信託証書に定めるその他の状況において、各サブ・ファンドの管理会社を辞任または退職することができます。また、管理会社は、信託証書で定められた状況において解任することができます。

管理会社の取締役の住所はアイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番です。

2024年7月末日現在、ユニット・トラスト、リミテッド・パートナーシップ、コーポレート・ファンド（ICAVを含みます。）等の、あらゆる形態のAIFおよびUCITSファンドならびに個別ポートフォリオについての投資運用を含む第三者ファンドへの管理会社業務および投資運用業務の提供について、その管理財産額は合計390億ユーロ（約6兆4,307億円）を超えます。

（3）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、および重要な影響を及ぼすと予想される事実はありません。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

下線または傍線は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

＜訂正前＞

（１）ファンドの名称

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズー

ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド

(Daiwa World Fund Series - Daiwa Blackstone Private Credit Fund)

（注１）ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズーダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。2024年4月末日現在、ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズは、1本のサブ・ファンドにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みを指します。

（中略）

（８）申込取扱場所

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（以下「大和証券」または「日本における販売会社」といいます。）

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）払込期日

国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額及び申込手数料を支払うものとします。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。

（注）「国内約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の基準価額が公表される日）をいいます。

各約定日における申込みに関して日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理事務代行会社および資産保管会社に、申込日の翌月の投資対象ファンド基準価額確認日の4営業日後または管理会社が決定することができるその他のときまでに米ドル貨で払い込まれます。

（中略）

（12）その他

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

- ① 大和証券は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2023年3月15日付の契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

（後略）

＜訂正後＞

（１）ファンドの名称

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズー

ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド

(Daiwa World Fund Series - Daiwa Blackstone Private Credit Fund)

（注１）ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズーダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。2024年7月末日現在、ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズは、1本のサブ・ファンドにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みを指します。

（中略）

（８）申込取扱場所

日本における販売会社については、ファンドの管理会社代行サービス会社である大和アセットマネジメント株式会社まで照会のこと。

大和アセットマネジメント株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー

電話番号：03-5555-3111（代表）

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額及び申込手数料を支払うものとし、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。※詳細は関連する日本における販売会社に照会のこと。

(注)「国内約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の基準価額が公表される日）をいいます。

各約定日における申込みに関して日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理事務代行会社および資産保管会社に、申込日の翌月の投資対象ファンド基準価額確認日の4営業日後または管理会社が決定することができるその他のときまでに米ドル貨で払い込まれます。

(中略)

(12) その他

(イ) 申込証拠金はありせん。

(ロ) 引受等の概要

① 日本における販売会社は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

(後略)

第二部 ファンド情報

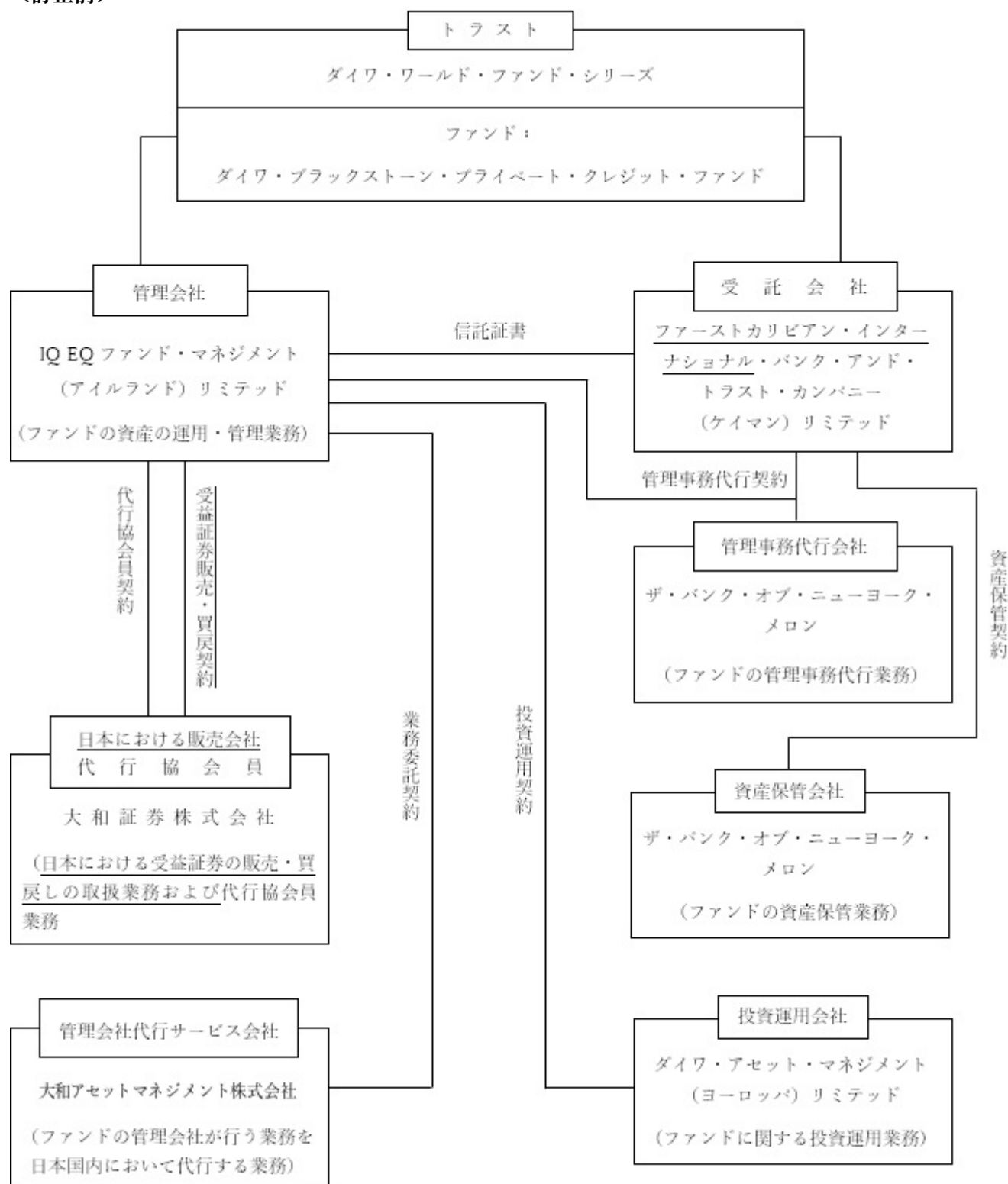
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

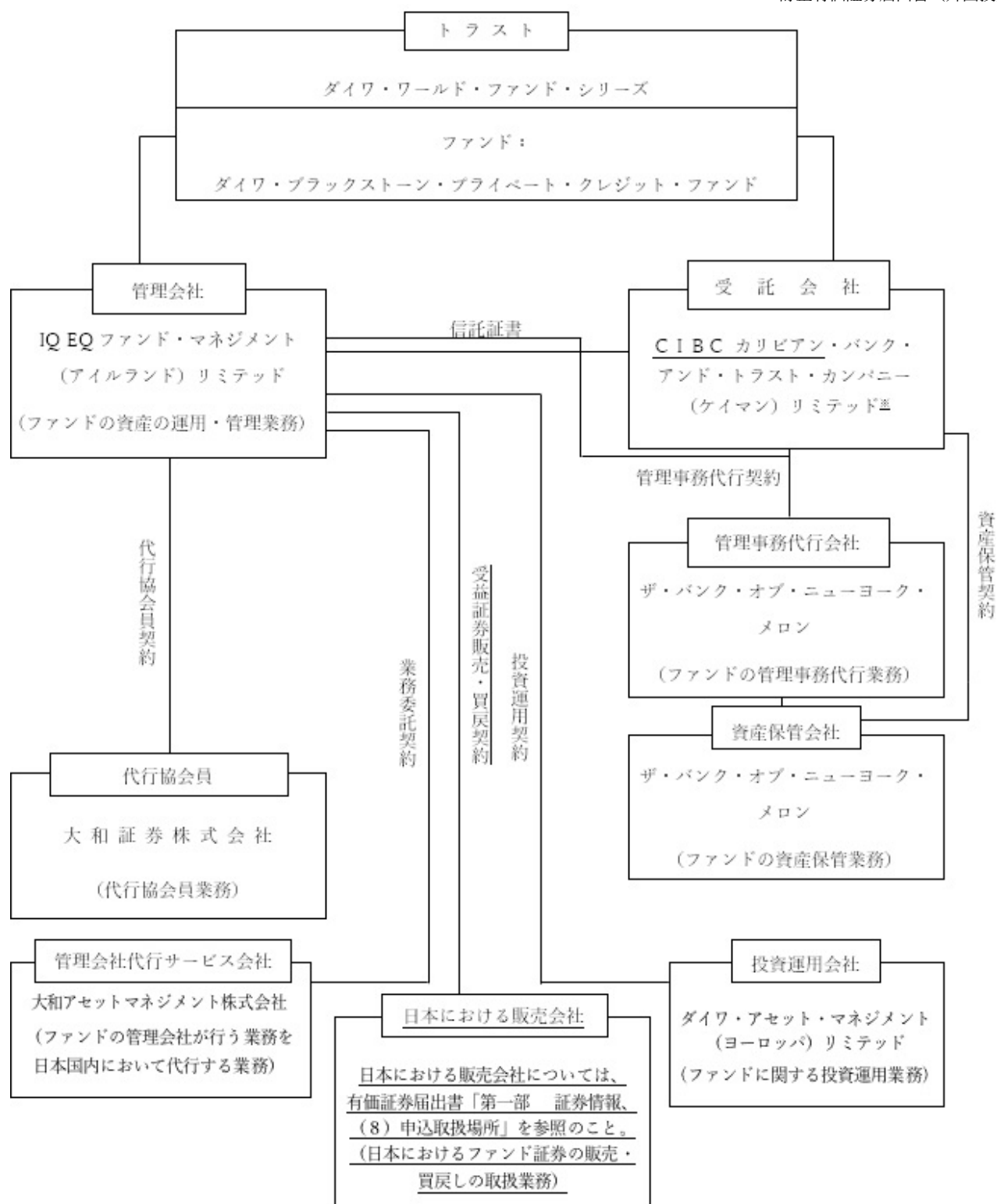
① ファンドの仕組み

<訂正前>



(後略)

<訂正後>



※2024年8月13日付で、ファンドの受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、その商号をCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。以下同じです。

（後略）

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
(前略)		
<u>ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド</u> (FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
(中略)		
大和証券株式会社	代行協会員 <u>日本における販売会社</u>	管理会社との間で締結された2023年3月14日付代行協会員契約 ^(注5) および2023年3月15日付受益証券販売・買戻契約 ^(注6) に基づき、日本における受益証券の代行業務および販売業務を行います。
(後略)		

<訂正後>

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
(前略)		
<u>C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド</u> (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
(中略)		
大和証券株式会社	代行協会員	管理会社との間で締結された2023年3月14日付代行協会員契約 ^(注5) に基づき、日本における受益証券の代行業務を行います。
<u>有価証券届出書「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」参照のこと</u>	<u>日本における販売会社</u>	<u>日本における販売会社は、管理会社との間で受益証券販売・買戻契約^(注6)を締結。日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。</u>
(後略)		

③管理会社の概要

(v) 大株主の状況

<訂正前>

(2024年4月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
グリーン・ベイ・アクイジ ションズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン2、 サー・ジョン・ロジャーソン ズ・キー76番5階	2,924,000株 (1株1.25ユーロ) (3,655,000ユーロ)	100%

<訂正後>

(2024年7月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
グリーン・ベイ・アクイジ ションズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン2、 サー・ジョン・ロジャーソン ズ・キー76番5階	2,924,000株 (1株1.25ユーロ) (3,655,000ユーロ)	100%

(5) 開示制度の概要

① ケイマン諸島における開示

(ロ) 受益者に対する開示

<訂正前>

(前略)

未監査の中間財務諸表は、各年の1月1日から6月30日までの期間に関して作成されます。
最初の未監査の中間財務諸表は、2024年1月1日から2024年6月30日までの期間について作成
される予定です。

未監査の中間財務諸表は、半期末から2か月以内に管理事務代行会社から投資者へ送付され
ます。

<訂正後>

(前略)

未監査の中間財務諸表は、各年の1月1日から6月30日までの期間に関して作成されます。
未監査の中間財務諸表は、半期末から2か月以内に管理事務代行会社から投資者へ送付され
ます。

3 投資リスク

(2) リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

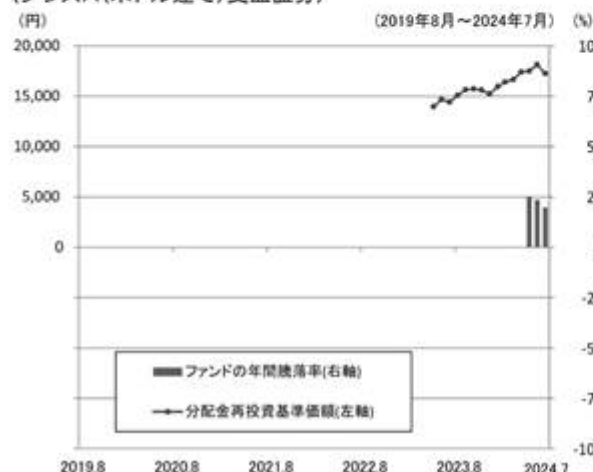
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

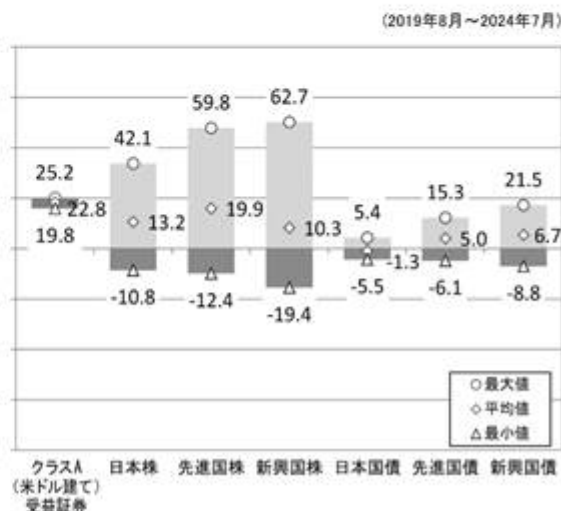
(注)日本円での状況を表すため、基準価額は円換算ベース、騰落率は円換算した基準価額をもとに計算したものを表示しています。米ドル建てでの状況につきましては、後記「運用実績」をご参照下さい。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

〈クラスA(米ドル建て)受益証券〉



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●東証株価指数（TOPIX）の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 手数料等及び税金

（1）申込手数料

① 海外における申込手数料

<訂正前>

受益証券の取得申込みにあたっては、購入価格に対して申込手数料を徴収することができます。

<訂正後>

各販売会社は、購入価格の3.3%（税抜3%）を上限とする申込手数料を徴収することができます。

（3）管理報酬等

サブ・ファンドに関連して支払われる報酬

<訂正前>

（前略）

販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.70%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

販売報酬は、日本におけるクラスA（米ドル建て）受益証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存投資主に対する一定の情報の提供、アフターケア業務、その他類似または同一の業務を含むその職務および機能の対価として支払われます。

（後略）

<訂正後>

販売報酬

日本における各販売会社は、サブ・ファンドの資産から、同社が登録受益者となっている受益証券に係る純資産価額の年率0.70%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

販売報酬は、日本におけるクラスA（米ドル建て）受益証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存投資主に対する一定の情報の提供、アフターケア業務、その他類似または同一の業務を含むその職務および機能の対価として支払われます。

（後略）

5 運用状況

（３）運用実績

③ 収益率の推移

＜訂正前＞

下記会計年度における収益率は、以下の通りです。

	収益率（注）
第1会計年度	7.34%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（100米ドル）

（後略）

＜訂正後＞

下記会計年度における収益率は、以下の通りです。

	収益率（注）
第1会計年度	7.34%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記会計年度末の基準価額（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の基準価額（分配落ちの額）（ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（100米ドル）

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

受益証券の申込み

<訂正前>

（前略）

申込み

適格投資家は、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 ②純資産価額の計算の停止」の項に記載する場合を除き、各申込日において、関連する申込日に当たる評価日における該当する受益証券クラスの基準価額と同等の価格で、各受益証券クラスの受益証券を申し込むことができます。継続申込期間における受益証券の申込総口数は、500口以上1口単位、または管理会社が決定するその他の口数とします。

手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済の申込書を（管理事務代行会社が随時要求することのできる申込人の身元を証明するための裏付情報および文書を添付した上で）、該当する申込日（ただし、当該申込日がファンド営業日ではない場合、申込書は当該申込日の直前のファンド営業日までに受領されなければなりません。）の午後5時（東京時間）または管理会社が決定することのできるその他の時間および／もしくは日付（以下「申込取引期限」といいます。）までに管理事務代行会社に受領されるようファクシミリもしくは電子メールまたは場合によって管理会社、受託会社および管理事務代行会社の間で合意される他の伝達方法で送付しなければなりません。投資口の追加を申込み場合、投資主は、申込書に代えて、管理会社が提供することのできる形式の簡易申込書／取引注文書（以下「注文書」といいます。）を使用することができます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

申込み

適格投資家は、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 ②純資産価額の計算の停止」の項に記載する場合を除き、各申込日において、関連する申込日に当たる評価日における該当する受益証券クラスの基準価額と同等の価格で、各受益証券クラスの受益証券を申し込むことができます。継続申込期間における受益証券の申込総口数は、500口以上1口単位、または管理会社が決定するその他の口数とします。

申込手数料

各販売会社は、購入価格の3.3%（税抜3%）を上限とする申込手数料を徴収することができます。

手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済の申込書を（管理事務代行会社が随時要求することのできる申込人の身元を証明するための裏付情報および文書を添付した上で）、該当する申込日（ただし、当該申込日がファンド営業日ではない場合、申込書は当該申込日の直前のファンド営業日までに受領されなければなりません。）の午後5時（東京時間）または管理会社が決定することのできるその他の時間および／もしくは日付（以下「申込取引期限」といいます。）までに管理事務代行会社に受領されるようファクシミリもしくは電子メールまたは場合によって管理会社、受託会社および管理事務代行会社の間で合意される他の伝達方法で送付しなければなりません。投資口の追加を申込み場合、投資主は、申込書に代えて、管理会社が提供することのできる形式の簡易申込書／取引注文書（以下「注文書」といいます。）を使用することができます。

（後略）

（２）日本における販売

<訂正前>

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、（７）申込期間に記載される期間中、第一部証券情報および以下に従って受益証券の募集が行われます。

申込期間

2024年6月29日から2025年6月30日まで

購入の申込可能日： 毎月1日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から20日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。
※購入は月1回となります。

購入の申込締切時間： 購入の申込可能日の最終日の午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）

購入単位： 500口以上1口単位

購入価額： お申込みいただいた月の評価日の基準価額（1口当たり）

購入代金： 国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額及び申込手数料を支払うものとします。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。

（注）「国内約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の購入価額が公表される日）をいいます。

（後略）

<訂正後>

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、（７）申込期間に記載される期間中、第一部証券情報および以下に従って受益証券の募集が行われます。

申込期間

2024年6月29日から2025年6月30日まで

購入の申込可能日： 毎月1日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から20日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。
※購入は月1回となります。

購入の申込締切時間： 購入の申込可能日の最終日の午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）、または日本における販売会社が別途定める時刻までとします。
※詳細は販売会社に確認のこと。

購入単位： 500口以上1口単位

購入価額： お申込みいただいた月の評価日の基準価額（1口当たり）

購入代金： 国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額及び申込手数料を支払うものとします。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。

※詳細は日本における販売会社に確認のこと。

（注）「国内約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の購入価額が公表される日）をいいます。

（後略）

2 買戻し手続等

（2）日本における買戻し

<訂正前>

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、日本における販売会社に対して行われます。

換金（買戻し）の申込可能日： 2月、5月、8月および11月の1日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から20日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）までのお申込み受付分が、翌月の評価日の基準価額での買戻しとなり、それ以外の期間は買戻しのお申込みの受付を行いません。

換金（買戻し）の申込締切時間： 換金（買戻し）の申込可能日の最終日の午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）

換金（買戻し）単位： 1口以上1口単位

換金（買戻し）価額： お申込みいただいた翌月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価格（1口当たり）

換金（買戻し）代金： 国内約定日から起算して4国内営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。

（注）「国内約定日」とは、換金（買戻し）注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の買戻し価額が公表される日）をいいます。

※支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。

（後略）

<訂正後>

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、日本における販売会社に対して行われます。

換金（買戻し）の申込可能日： 2月、5月、8月および11月の1日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から20日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）までのお申込み受付分が、翌月の評価日の基準価額での買戻しとなり、それ以外の期間は買戻しのお申込みの受付を行いません。

換金（買戻し）の申込締切時間： 換金（買戻し）の申込可能日の最終日の午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）、または日本における販売会社が別途定める時刻までとします。

※詳細は販売会社に確認のこと。

換金（買戻し）単位： 1口以上1口単位

換金（買戻し）価額： お申込みいただいた翌月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価格（1口当たり）

換金（買戻し）代金： 国内約定日から起算して4国内営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。

（注）「国内約定日」とは、換金（買戻し）注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の買戻し価額が公表される日）をいいます。

※詳細は日本における販売会社に確認のこと。

※支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(2) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)

(中略)

② 事業の内容

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立され、存在する会社です。受託会社は、世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの91.67%子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル・バンク・リミテッドの完全子会社です。受託会社は1965年に設立され、ケイマン諸島で最大の完全統合型銀行および信託会社の1つであり、銀行、信託および投資に関するあらゆるサービスを提供しています。その顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関です。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済み）の規定に従って正式に設立され、有効に存在し、事業を行うための許可を取得しています。また、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づき、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としても認可されています。

(後略)

<訂正後>

(2) CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)

(中略)

② 事業の内容

CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立され、存在する会社です。受託会社は、世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの91.67%子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル・バンク・リミテッドの完全子会社です。受託会社は1965年に設立され、ケイマン諸島で最大の完全統合型銀行および信託会社の1つであり、銀行、信託および投資に関するあらゆるサービスを提供しています。その顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関です。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済み）の規定に従って正式に設立され、有効に存在し、事業を行うための許可を取得しています。また、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づき、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としても認可されています。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

（2）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはトラストの受託会社です。受託会社は、信託証書に基づいて、各サブ・ファンドの管理、各サブ・ファンドの資産の保管、各サブ・ファンドに関する借入権の行使、および受益者名簿の保管に責任を負っています。

（中略）

（5）大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

管理会社は、大和証券株式会社をクラスA（米ドル建て）受益証券の日本における販売会社および管理会社のサブ・ファンドに関する代行協会員として任命しています。大和証券株式会社は、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社であり、日本国内において証券会社として事業を展開しています。1999年4月26日付で株式会社大和証券グループ本社の国内リテール部門を引き継ぎ、同日より業務を開始しました。大和証券株式会社の2024年4月1日時点の資本金は約1,000億円です。金融商品取引法に基づく金融商品取引業を行うとともに、国内外投資信託の販売会社および代理店として公募の取扱いを行っています。

受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約において、日本における販売会社兼代行協会員は以下の機能を果たすこととされています。

（a）日本の法令に基づき、受益証券の公募の取扱いを行うこと

（b）日本証券業協会及び日本証券業協会の会員である金融商品取引業者または金融機関等（以下「日本証券業協会会員」といいます。）であって、日本国内で受益証券を販売する可能性のある者に対し、日本の適用法令の規定に従って随時作成が要求される受益証券に係る目論見書を配布すること

（c）各算定日における受益証券1口当たり純資産価格を日本国内において公表すること

（d）日本証券業協会および日本証券業協会会員で日本国内において受益権の販売を行う可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に対し、日本の関係法令及び日本証券業協会の規則に従って作成が要求されるサブ・ファンドに係る財務諸表その他の書類を配布すること

（e）日本証券業協会が随時採択する外国投資信託受益証券の選定基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、日本証券業協会会員で日本国内で受益証券を販売する可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に通知すること

（f）投信法第14条第1項に定める運用報告書（以下「運用報告書」といいます。）を、管理会社に代わって、電子的な方法により、代行協会員のウェブサイトにおいて提供すること

（g）日本における販売会社および代行協会員が上記に列挙された機能のいずれかを遂行するために付随する、または合理的に必要なあらゆる行為および事柄を管理会社に代わって遂行すること

受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約は、無期限で締結されています。管理会社の日本における代行協会員の後任の任命が日本で必要とされる限り、代行協会員契約は、管理会社または代行協会員のいずれかが3か月前に書面で通知することにより終了させることができます。

<訂正後>

(前略)

(2) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはトラストの受託会社です。受託会社は、信託証書に基づいて、各サブ・ファンドの管理、各サブ・ファンドの資産の保管、各サブ・ファンドに関する借入権の行使、および受益者名簿の保管に責任を負っています。

(中略)

(5) 大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

管理会社は、大和証券株式会社を管理会社のサブ・ファンドに関する代行協会員として任命しています。大和証券株式会社は、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社であり、日本国内において証券会社として事業を展開しています。1999年4月26日付で株式会社大和証券グループ本社の国内リテール部門を引き継ぎ、同日より業務を開始しました。大和証券株式会社の2024年4月1日時点の資本金は約1,000億円です。金融商品取引法に基づく金融商品取引業を行うとともに、国内外投資信託の販売会社および代理店として公募の取扱いを行っています。

代行協会員契約において、代行協会員は以下の機能を果たすこととされています。

- (a) 日本証券業協会及び日本証券業協会の会員である金融商品取引業者または金融機関等（以下「日本証券業協会会員」といいます。）であって、日本国内で受益証券を販売する可能性のある者に対し、日本の適用法令の規定に従って随時作成が要求される受益証券に係る目論見書を配布すること
- (b) 各算定日における受益証券1口当たり純資産価格を日本国内において公表すること
- (c) 日本証券業協会および日本証券業協会会員で日本国内において受益権の販売を行う可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に対し、日本の関係法令及び日本証券業協会の規則に従って作成が要求されるサブ・ファンドに係る財務諸表その他の書類を配布すること
- (d) 日本証券業協会が随時採択する外国投資信託受益証券の選定基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、日本証券業協会会員で日本国内で受益証券を販売する可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に通知すること
- (e) 投信法第14条第1項に定める運用報告書（以下「運用報告書」といいます。）を、管理会社に代わって、電子的な方法により、代行協会員のウェブサイトにおいて提供すること
- (f) 代行協会員が上記に列挙された機能のいずれかを遂行するために付随する、または合理的に必要なあらゆる行為および事柄を管理会社に代わって遂行すること

代行協会員契約は、無期限で締結されています。管理会社の日本における代行協会員の後任の任命が日本で必要とされる限り、代行協会員契約は、管理会社または代行協会員のいずれかが3か月前に書面で通知することにより終了させることができます。

管理会社はまた、大和証券株式会社をクラスA（米ドル建て）受益証券の日本における販売会社として任命しています。

管理会社と大和証券株式会社の間で無期限で締結された2023年3月15日付受益証券販売・買戻契約に基づき、大和証券株式会社は、以下の職務を果たすこととされています。

- (a) 日本の法令に基づき、受益証券の公募の取扱いを行うこと
- (b) 管理会社のために、日本における販売会社として上記の取扱いに付随し、または合理的に必要なすべての行為および事項を実行すること

管理会社は、随時、販売会社を追加することができます。当該追加販売会社の任命に関して締結される受益証券販売・買戻契約の条件は、大和証券株式会社との間で締結した受益証券販売・買戻契約の内容と同様となる見込みです。

第4 その他 別紙

定 義

<訂正前>

「決算日」 (前略)
各年の12月31日（サブ・ファンドの最初の決算日は2023年12月31日とします。）または（管理会社の絶対的な裁量により）管理会社が随時書面で指定するその他の日をいいます。

「強制買戻日」 (中略)
管理会社が受託会社と協議の上決定する日をいいます。

「受益証券販売・買戻契約」
2023年3月15日付で管理会社と日本における販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約をいいます。

「日本における販売会社」
大和証券株式会社、または管理会社がクラスA（米ドル建て）受益証券サブ・ファンドに関する販売代理店として随時選任するその他の者をいいます。

(中略)
「当初払込日」
2023年5月31日または受託会社が決定するその他の日をいいます。

(中略)
「受託会社」
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、または信託証書の規定に従い各サブ・ファンドに関して受託者会社として選任されるその他の者をいいます。

(後略)

<訂正後>

(前略)
「決算日」
各年の12月31日または（管理会社の絶対的な裁量により）管理会社が随時書面で指定するその他の日をいいます。

(中略)
「強制買戻日」
管理会社が受託会社と協議の上決定する日をいいます。

「日本における販売会社」
大和証券株式会社、およびまたは管理会社がクラスA（米ドル建て）受益証券サブ・ファンドに関する販売取扱会社として随時選任するその他の者をいいます。

(中略)
「当初払込日」
2023年5月31日をいいます。

(中略)
「受託会社」
C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、または信託証書の規定に従い各サブ・ファンドに関して受託者会社として選任されるその他の者をいいます。

(後略)